

「健康食品」に係る今後の制度のあり方についての提言概要

「健康食品」に係る今後の制度のあり方についての検討会が、平成15年4月以降、計13回にわたって開催され（事務局：厚生労働省）、平成16年6月9日、提言が示された。

< 提言の主旨 >

国民が心豊かな生活を送るためには、一人ひとりがバランスの取れた食生活を送ることが重要であるとともに、国民が日常の食生活で不足する栄養素を補給する食品や特定の保健の効果を有する食品を適切に利用することのできる環境整備を行うことが重要。

< 提言された事項(要旨) >

1 条件付特定保健用食品制度（仮称）の導入

表示の裏づけとなる科学的根拠が現行の特定保健用食品ほど明確でない食品についても、「科学的根拠が明確でない」旨の表示を行うことを条件に、身体の構造/機能表示を許可する。

2 特定保健用食品審査の一部簡略化/迅速化

- (1) 既許可製品数の多い成分や、食品と機能との関係が広く認められている成分等について、規格基準を設定し、許可までの期間を短縮する。
- (2) これまで、作用機序が明確でないと許可されなかったが、機序が明確でなくとも、実際に効果が認められる食品については、表示を許可すると共に、審査基準を明確化する。

3 疾病リスク低減表示の容認

科学的根拠が広く認められている成分への疾病リスク低減表示の容認

4 表示の義務付け/禁止

- (1) 保健機能食品に「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを」等の表示を義務付ける。
- (2) 栄養機能食品に、何の栄養素についての「栄養機能食品」なのかの表示を義務付ける。（例：保健機能食品（栄養素カルシウム） など）
- (3) 「ダイエット用食品」等における栄養機能食品の表示の禁止

5 人間に必要なビタミン・ミネラル全25成分すべてについて、栄養機能食品としての規格基準と機能表示を定めることを検討（現在は17成分が栄養機能食品としての規格等が定められている）

6 健康食品の品質・安全性

- (1) 錠剤、カプセル状食品の品質確保のため、適正製造規範（GMP）ガイドライン」を作成し、事業者の自主的な取組みを促すと共に監視指導を実施する。
- (2) 健康食品の原材料の安全性の確保について、ガイドラインを示すと共に、監視指導を実施する。